

令和4年度第1回さいたま市下水道事業審議会会議録

日時	令和4年11月9日（水） 午前10時から正午まで	場所	下水処理センター 会議室 (さいたま市浦和区大原5-14-1)					
出席委員		10名						
会長	川守田 賢一	出	委員	柳川 喜代光	出	委員	兒玉 利隆	出
副会長	福島 まり子	出	委員	大山 恭子	出	委員	播磨 進	出
委員	浅枝 隆	欠	委員	金谷 美智子	欠	委員	松岡 忠男	出
委員	井上 昌美	欠	委員	篠島 恵子	出	幹事	吉岡 哲幸	出
委員	磐田 朋子	出	委員	関口 正夫	欠	幹事	石田 明	出
委員	長岡 千晶	欠	委員	吉田 正信	出			
審議会内容								
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定について（諮問） ・下水処理センターの廃止について（報告） 								

＜開会前＞

定 足 数 事務局より、出席委員10名であり、さいたま市下水道事業審議会条例（以下「条例」という。）の規定に基づく定足数を満たしているため、本会議は成立との報告があった。

＜開会＞

公開・非公開 非公開事項に該当する事項はないため、公開と決定した。

委員紹介 委員より自己紹介を行った。

職員紹介 事務局より幹事及び下水道部幹部職員の紹介を行った。

会長・副会長の選出 条例の規定に基づき、事務局より会長及び副会長について委員の互選による選出を依頼し、川守田賢一委員が会長に、福島まり子委員が副会長に選出された。

議長を選出 条例の規定に基づき、事務局より会長に議事進行を依頼し、会長が議長となった。

傍 聴 者 事務局より傍聴者なしとの報告があった。

議 事

議題「下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定について（諮問）」

●議長

それでは、次第の5、議題「下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定について（諮問）」、執行部より説明をお願いします。

《事務局からの説明》

下水道総務課長から、資料「下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定（案）」及び資料「『下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定について』に対する質問・意見、回答」についての説明があった。

《質疑応答》

●議長

ただいま執行部より説明がありましたが、ご質問のある方はお願いいたします。

◎兒玉委員

住民から考えて、受益者負担は素晴らしいことだと思います。

2点、気になる点がありまして、単位負担金額の上限が810円と固定されていますが、今後もこの基準が継続されるのか、あるいはどのような場合に変えるのか等の基準があった方がより良いのではないかと思います。

それから、第40負担区や第41負担区は受益者負担として100%を受益者が負担する形ですが、今回の第43負担区は市からの持ち出し分が発生しています。これらの負担区間の平等性についても考えていただくと更に良いものになるのではないかと思います。

○下水道総務課長

単位負担金額の基準についてですが、下水道整備があと数年で終了するため、今後の負担区設定の機会は少ない状況ではあります。しかし、今後の社会情勢の変化等によっては、その状況を踏まえ基準の設定について改めて検討する必要があると考えております。

それから、受益者負担分を住民が100%負担する負担区と受益者負担分の一部に市の持ち出し分が発生する負担区があることについての平等性の考え方ですが、受益者負担金制度の考え方として、事業費に対して市街化調整区域については3分の1、市街化区域については4分の1の負担率を掛けて算出するという単位負担金額の算出方法を変更しないことで今まで公平性を保ってきたところではあります。一方で工事の時期により工事費に大きく差が出るということがあり、そのことにより市民に大きな負担をかけすぎないようにという配慮も考えたうえで現状の制度となっているところです。

◎磐田委員

受益者負担金は最初にかかる工事費に対する1回だけの負担なのでしょうか、それとも毎年負担するものなのでしょうか。

○下水道総務課長

受益者負担金は1回のみ負担いただくものです。

◎磐田委員

それであれば気になる点があるのですが、今回の受益者負担金の設定は、最初の工事費としてかかる事業費をもとに計算されていますが、その後のメンテナンス、保守や更新などの償却費等の積み立てについて下水道事業ではどのように考慮されているのでしょうか。

○下水道総務課長

受益者負担金は最初の工事費としてかかる事業費に対する負担のみであるため、整備後の下水道施設の維持管理に係る費用については、下水道使用料をもとに財政計画を立てていくこととなります。

◎播磨委員

受益者負担金は基本的には住宅等が対象となるものだと思うのですが、P 3の地図の②浦和区大原四丁目については、住宅等には見えませんがどのような土地なのですか。

○下水道総務課長

「②浦和区大原四丁目」については、個人の住宅ではなく首都高速道路の料金所となっております。ここに従事する方のために下水道をつなげたところです。

《採決》

議長により「下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定について（諮問）」について採決が行われ、賛成総員であった。

《答申書の作成及び提出》

諮問を承認する旨の市長への答申書の作成及び提出について、会長に一任することとなった。

下水処理センター見学

下水処理センター施設内の見学を行った。

報告「下水処理センターの廃止について」

●議長

それでは引き続き、次第の7、報告「下水処理センターの廃止について」、執行部より説明をお願いいたします。

《事務局からの説明》

下水道維持管理課長から、資料「下水処理センターの廃止について」及び資料「『下水処理センターの廃止について』に対する質問・意見、回答」についての説明があった。

《質問回答》

●議長

ただいま執行部より説明がありましたが、ご質問のある方はお願いいたします。

◎兒玉委員

お忙しい中、施設を見学させていただきありがとうございました。施設が相当老朽化している中、良く運転されているな、と感心いたしました。

まず広域化・共同化計画につきまして、下水道のことだけお話をされていますけれども、隣にし尿処理施設がありますし、液状廃棄物全体の広域化や合併化などは考えておられるのでしょうか。

2点目は現状41年経過しているとありますが、水槽等も老朽化しており今後50年で改築・更新を考えておられますけれども、築年数で約100年弱もつような形でお考えなので

しょうか。

その関係で跡地利用では再利用の可能性はないとのことですが、今後水槽を撤去されるなど、どうお考えでしょうか。また、既存の施設を有効利用するリノベーションについて、ここは浸水するリスクもあると思いますし、BCP等を絡めてぜひとも効果的な計画の立案をお願いしたいと思います。

○下水道部長

1つ目のご質問ですけれども、汚水処理に関しては下水処理場や浄化槽、コミュニティプラントがあります。処理区域は分かれています、現在統合できるものといえば、施設としてはコミュニティプラントがあります。こちらは老朽化がかなり進んでおりまして、今後のあり方につきまして検討を行おうとしているところです。し尿処理施設につきましては、他の市町村では希釈したのち下水道で処理している場合もありますが、さいたま市では今のところ考えておりません。

2つ目のご質問ですけれども、躯体の耐用年数について100年もつという話ですが、劣悪な環境の下水処理センターでは100年間というのは難しく、補修しながらもたせているというのが現状です。そのため何年もつのかというのは不明瞭ですが、およそ50年もてばよいのかな、という状況です。

3つ目ですけれども、リノベーション後に水槽の活用も含め今後どうするかを検討しているところです。例えば簡易的に汚水を処理する施設とするなどこれから検討するところですので、今後の課題と思っております。リノベーションにあたってですが、確かに芝川が氾濫した場合のシミュレーションでは、浸水する結果が出ておりますので、そういったことも含めて今後の活用については検討したいと思っております。

◎兒玉委員

よくわかりました。1つ目は下水道だけでなく他部局と連携しながら計画を立てていただいたほうが、市民の理解も深まると思います。2つ目の耐用年数については、単に50年で平均いくら、とするよりも具体的に何年、としたほうがより理解が深まるのではないかと思います。3つ目のリノベーションについては、溜め池など使い方が様々あると思いますので、ライフサイクルコストとして一番効果的な活用方法を考えていただければと思います。ありがとうございました。

●議長

ありがとうございました。

それでは、以上で次第の7の報告「下水処理センターの廃止について」を終わります。

<閉会>